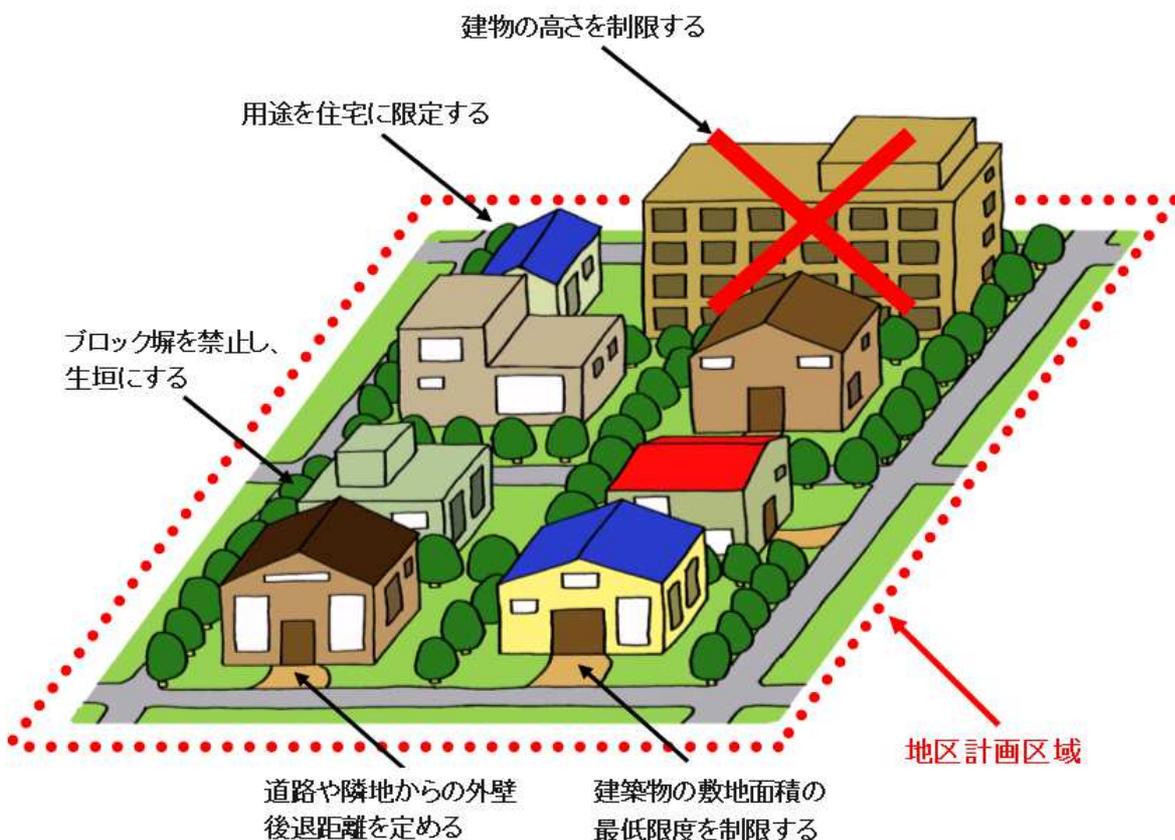


◆地区計画とは

地区計画は、都市計画法に定められた都市計画の種類のひとつで、住民の生活に身近な地区を単位として、道路や公園などの施設の配置や建築物の建て方などについて、地区の特性に応じてきめ細かなルールを定めるまちづくりの計画です。

◆地区計画で定められる基準

- 建築物等の用途の制限
- 建築物の容積率の最高限度又は最低限度
- 建築物の建ぺい率の最高限度
- 建築物の敷地面積又は建築面積の最低限度
- 壁面の位置の制限
- 壁面後退区域における工作物の設置の制限
- 建築物等の高さの最高限度又は最低限度
- 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限
- 建築物の緑化率の最低限度
- 垣またはさくの構造の制限
- 道路、公園、広場など



◆地区計画策定の流れ



◆地区計画が決定されると

- ※ 地区計画が都市計画に定められると、区域内のすべての土地に制限が及びます。
- ※ 有効期間はありません。地区計画が変更・廃止されない限り存続します。
- ※ 区域内で建築や開発などを行う場合は届出が必要です。建築条例に位置づけられた地区は、建築確認の審査事項となります。